

「豊臣の天下統一」(「豊臣大研究」第5～8回)

第6回 九州攻めと島津氏

2026/7/18 黒嶋敏 (東京大学史料編纂所)

はじめに

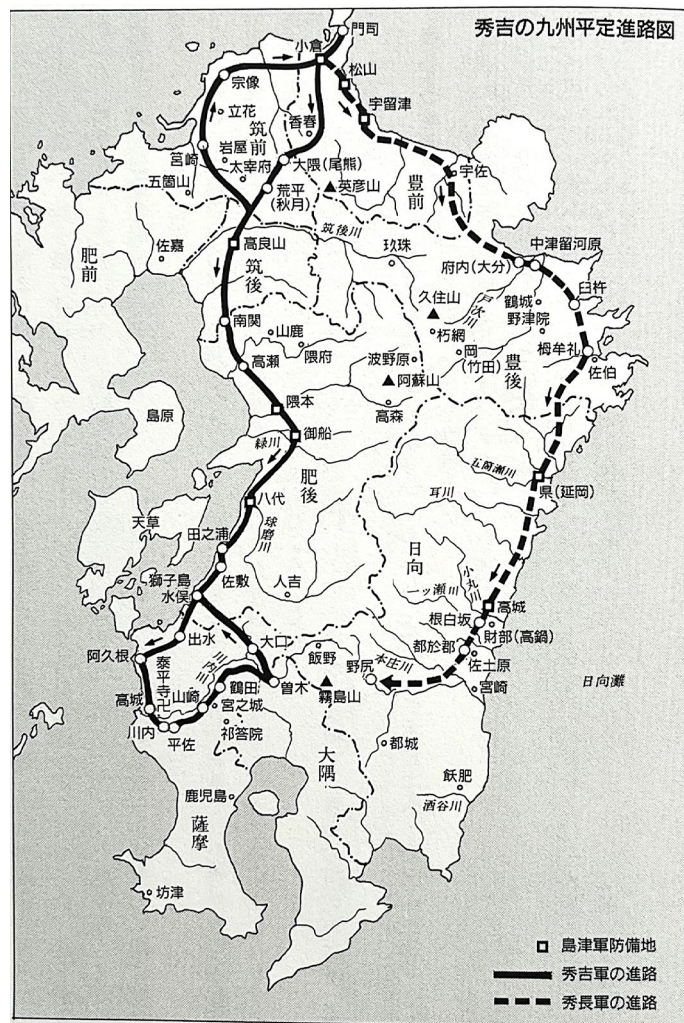
- ・ 豊臣秀吉の九州攻め (1587 年)
秀吉が約 20 万の大軍を動員して九州へ侵攻し、島津義久を降伏させた戦い。
島津氏には薩摩・大隅・日向の一部が安堵され、九州は豊臣政権の支配下に組み込まれた。
- ・ その前提に、豊臣政権が出した「惣無事令」があったとする理解 (藤木 1985)。
- ・ 関白就任 (1585 年) 後、名実ともに天下人となった秀吉による大規模な大名平定戦として、その意味を史料に即して考えてみたい。

Ⅱ 九州停戦命令

- ・ 九州では 1570 年代から、大友氏・島津氏・竜造寺氏を軸とした紛争が続く。
 - ・ 1580 年、毛利攻めを控えた織田信長により、大友－島津間の和睦調停
↓ - ・ 大友－島津の同盟は、秀吉が天下人になってからも九州政策の前提になる。
 - ・ 1585 年 10 月、大友氏の依頼を受けて、秀吉は九州停戦命令 (史料 1) を出す。
島津氏に対し、大友氏との紛争を停止し、領地の確定は豊臣政権に委ねるよう指示。
→ 各大名間の領土紛争は私的なもので、豊臣政権が領土裁判権を確保。
 - ・ この停戦令に始まる一連の流れを「惣無事令」(※) とする説 (藤木 1985)
※ 大名・領主の私戦を禁じた「惣無事令」、百姓の合戦や喧嘩を禁じた「喧嘩停止令」、海賊行為を禁じた「海賊停止令」、武力の所持を禁じた「刀狩令」らを含め、「豊臣平和令」と見なす。
天下人となった秀吉による、私的な武力行使を禁じた法令とする見方。
 - ・ 藤木説によれば、島津氏は「惣無事令」違反により討伐されたことになる。
↓ - ・ しかし、実際には複雑な情勢
 - ・ 島津氏は毛利氏 (足利義昭) とともに連携 (← 1584 年の龍造寺氏攻めはその成果)
 - ・ 毛利氏と島津氏に挟まれた大友氏…秀吉への依存を深める。
↓ - ・ 停船命令を受けて、島津家中には「笑止」と反発する声がありつつも、「大友氏との和睦を維持している」として、家臣を秀吉のもとに派遣。この時、義久から秀吉に鷹が贈られており、鷹の贈答慣習からすれば、形式的には島津氏が秀吉に服属したことになる。
 - ・ 一方で義久は、毛利氏と連携しながら北部九州への出兵を画策。
 - ・ そのなかで毛利氏は秀吉への従属を強め、大友氏と同盟を締結。
さらには豊臣方による九州攻めの主要な軍勢力に。
→ 1585 年から 1586 年にかけて、九州・西日本の情勢が大きく変化する。
- ※ 史料 1 は秀吉自身の出兵が難しいなか、和戦の両様を睨みながら出された停戦命令。

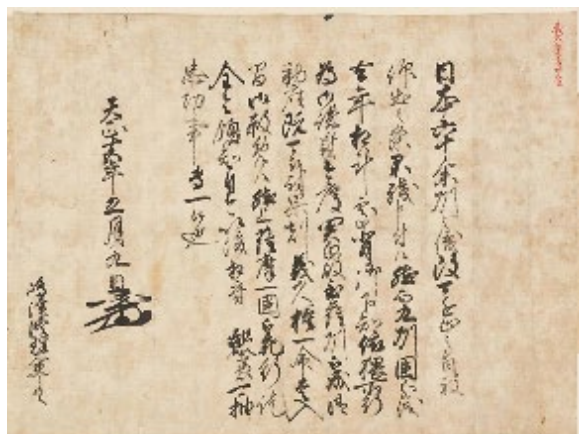
12 九州動座

- ・ 1586 年秋、島津氏征伐のため軍勢派遣が決定しても、秀吉自身は身動きが取れず。
(←徳川家康の上洛待ち、正親町天皇から後陽成天皇への譲位 etc.)
- ・ 先陣として期待されたのは毛利氏
「惣様者、天下之為と申なから、且者、毛利家之面目、且為国之旁候間、彼是下々迄も心も有之侍者、可令満足与思召候、」(豊臣秀吉判物、<1586 年>8 月 5 日付『大日本古文書小早川家文書』400 号)
「一唐国まで成共可被仰付と被思召御存分之通に候条、嶋津背御意候処、幸之儀候間、堅可被仰付之儀、不浅候、各其分別専一要候事、」(豊臣秀吉朱印状写、<1586 年>8 月 5 日付『大日本古文書毛利家文書』950 号)
- ・ 対する島津氏は「我らは防戦に専念しているのみ」と弁明。
↓
- ・ 1586 年 12 月、島津氏の軍勢が豊後戸次川で豊臣方の先勢を撃破。さらに豊後を制圧。
- ・ 後に引けない豊臣方は、翌年春、大軍勢の出陣を決定。
- ・ 1587 年 3 月 1 日、秀吉の出陣。きらびやかに着飾った軍勢が大坂を出立。
- ・ ただし、この時点でも政権内部では出兵目的を明示できず。
「義久の御誅罰」
「九州大友・嶋津わたくしの鉾盾をとめらるへきために御進発」
- ・ 公式見解の不統一は、停戦令以後の経緯とも合致
- ・ 停戦調停の不首尾、混乱の増大に対し、豊臣勢の軍事的な圧力をかけて局面の打開と妥協を図る。
↓
- ・ 秀吉率いる本隊は肥後ルート、弟秀長率いる別動隊は日向ルートを進軍。
- ・ それぞれが現場で服属調停を展開。
- ・ 1587 年 5 月、本隊が薩摩に入ると、島津義久が剃髪して駆け込み服属表明。
- ・ 翌日に出された史料 2…
義久が「誅罰」されるに至った経緯
「義久捨一命走入間、御赦免候」と、薩摩一国を安堵。

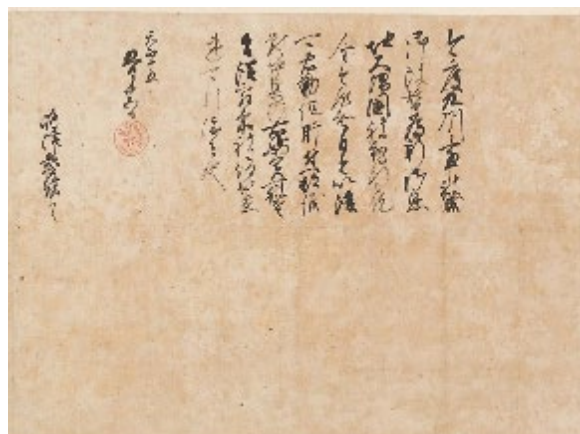


豊臣軍の九州攻めルート (山本 2001 より)

- ・やや遅れて降伏を表明した島津義弘には大隅国。さらに日向国の一部の領有も認められた。
※ただし、政権側では義久と義弘の扱いに差（天下人秀吉との主従関係の強さを反映）。



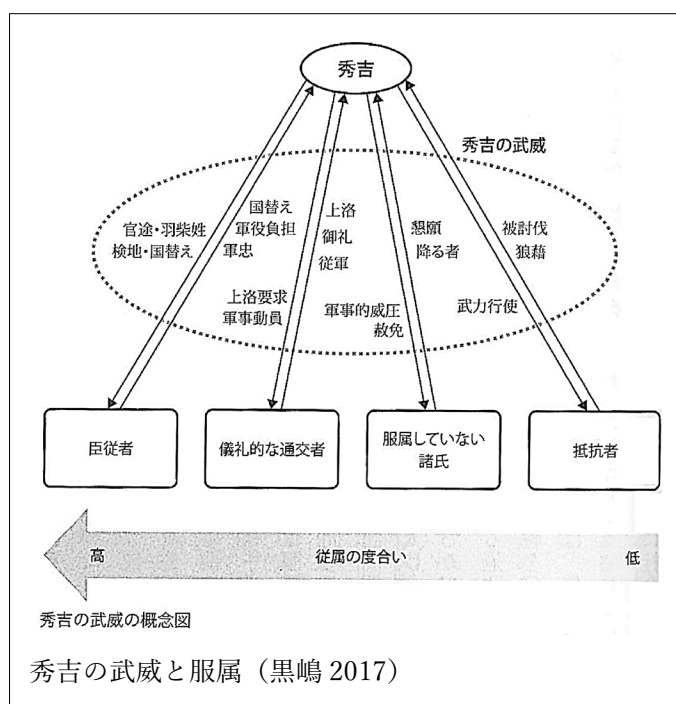
豊臣秀吉判物（島津義久宛、大日本古文書 345 号）



豊臣秀吉朱印状（島津義弘宛、大日本古文書 378 号）
(いずれも東京大学史料編纂所蔵「島津家文書」より)

おわりに

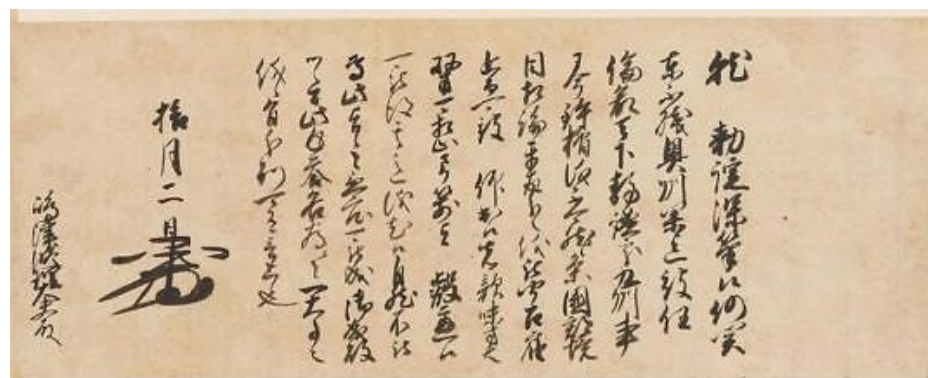
- ・九州攻めの実態…すでに服属していた島津義久に、和睦調停で妥協を迫るための出兵。
剃髪と「走入」で、本領は安堵される。
- ・戦果はどのように語られたか(史料3)
九州を早速に平定したが、支配体制を「五畿内同前」に構築するため、しばし逗留している。
→裏を返せば、軍事的な征伐よりも、戦後処理に手間と時間が必要
(和戦両様の中での調整と妥協)。
島津氏など九州大名の「豊臣大名化」は、さらに長期的なスパンの課題に。



- ・さらなる喧伝材料として利用されたのが、九州の国際性。
中国・朝鮮・南蛮の船が入る博多を秀吉の御座所とし、朝鮮への通交（服属要求）も開始
(→朝鮮出兵の伏線に)

【おもな参考文献】

- 黒嶋 敏 2018 年『秀吉の武威、信長の武威 天下人はいかに服属を迫るのか』平凡社
中野 等 2024 年『関白秀吉の九州一統』吉川弘文館
藤井譲治 2010 年「『惣無事』はあれど『惣無事令』はなし」『史林』93 (3)
藤木久志 1985 年『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会
山本博文 2001 年『島津義弘の賭け』中央公論新社(中公文庫)



史料1の写真(東京大学史料編纂所蔵「島津家文書」より)

史料1 羽柴秀吉直書

〔大日本古文書 島津家文書〕三四四号

就 勅詔染筆候、仍関

東不残奥州果迄被任

倫命、天下静謐処、九州事

于今鉾楯儀、不可然候条、国郡境

目相論互存分之儀被聞召届、

追而可被 仰出候、先敵味方共

双方可相止弓箭旨、 叡慮候、

可被得其意儀、尤候、自然不被

專此旨候者、急度可被成御成敗

候之間、此返答、各為に者一大事之

儀候、有分別可有言上候也、

(天正一三年) 拾月二日 (花押)

島津修理大夫殿

史料2 豊臣秀吉判物(『大日本古文書 島津家文書』三四五号)

日本六十余州之儀、改可進止之旨、被 仰出之条、不残申付候、然而九州国分儀、去年相計刻、背御下知、依猥所行、為御誅罰、今度関白殿至薩州被成御動座、既可被討果剋、義久捨一命走入間、御赦免候、然上、薩摩一国被充行訖、全令領知、自今以後、相守 叡慮、可抽忠功事專一候也、

天正十五年五月九日

(花押・豊臣秀吉)

島津修理大夫とのへ

史料3 豊臣秀吉朱印状(「一柳家文書」『豊臣秀吉文書集』二二〇七号)

去月廿八日書狀、今日廿八、至肥後佐敷到來、披見候、殊帷二相越候、遠路之處、志之程被悅思存候、嶋津修理大夫事、最前如申遣候、頭迄そり走入候間、被助命、薩摩一國被下候、則修理大夫為在大坂、被召連候、人質ハ男子依無之、嫡女出之候、嶋津兵庫頭ハ、修理大夫弟ながら、家督を與奪候、是も為在大坂、被召連候、同嫡子又一郎事、小性並二可被召遣候、其弟ハ人質被召置候、兵庫頭ニハ大隅國とらせ候、息又四郎二日向之内にて肝付の郡申付候、肥後可然國にて、羽柴陸奥おかせられ候、熊本名城に候間、為居城御普請被仰付候、筑前・筑後小早川ニ被下候、博多事、從大唐・南蛮・高麗國之船付ニ候間、御座所ニ被相定、御普請丈夫ニ被仰付、右兩國小早川ニ被下候間、為留守居可被置候、九ヶ國事、早速雖被明御隙候、遠國にて候間、國之置目之儀、五幾内同前ニ被入御念、為可被仰付、被成御逗留候、猶木下半介可申候也

(天正一五年) 五月廿八日 ○(秀吉朱印)

一柳伊豆守とのへ